

市区町村別集計項目(推進体制等)

福井県	
市区町村数	17

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						9	14	11			15					
18	201	福井市	総務部 未来づくり推進局 女性活躍促進課	1	1	1	1	男女共同参画社会をめざす福井市条例	2003年3月28日	2003年4月1日		福井市第6次男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
18	202	敦賀市	男女共同参画室	1	1	1	1	敦賀市男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		第4次つるが男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
18	204	小浜市	広報・デジタル推進課	1	2	1	1	小浜市男女共同参画推進条例	2002年9月30日	2002年10月1日		第3次おばま男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
18	205	大野市	総務課	1	2	0	1	大野市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日		第3次大野市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
18	206	勝山市	未来創造課	1	2	0	1	勝山市男女共同参画推進条例	2006年9月26日	2006年10月1日						1
18	207	鯖江市	総務部市民活躍課	1	2	1	1	鯖江市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第5次鯖江市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
18	208	あわら市	市民協働課	1	2	1	1	あわら市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次あわら男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2024年4月	0	1	
18	209	越前市	ダイバーシティ推進室	1	2	1	1	越前市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第2次越前市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
18	210	坂井市	総務課 男女共同参画推進室	1	2	1	1	坂井市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第2次坂井市男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
18	322	永平寺町	生涯学習課男女共同参画室	2	2	0	0				0	(第2次えいへい男女共同参画計画)	2022年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	0	
18	382	池田町	池田町教育委員会事務局	2	2	0	0				0	(池田町特定事業主行動計画)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	0	
18	404	南越前町	総務課	1	2	0	1	南越前町男女共同参画推進条例	2010年3月19日	2010年4月1日		第3次南越前町男女共同参画計画(推進プラン)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
18	423	越前町	総務課	1	2	1	1	越前町男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		越前町男女共同参画基本計画第2次えちぜん男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
18	442	美浜町	まちづくり推進課	1	2	0	1				0	第3次美浜町男女共同参画推進計画 はあとふる愛・あいぷらいんⅢ	2018年3月 ~ 2023年3月	0	1	
18	481	高浜町	住民生活課(三松センター)	1	2	0	0				0					0
18	483	おおい町	住民窓口課	1	2	1	1				0	第3次おおい町男女共同参画プラン	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1	
18	501	若狭町	総合政策課	1	2	0	1				0	第2次若狭町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			4						1	3	2	1	1	2	1	1
18	201	福井市	福井市男女共同参画・子ども家庭センター		910-0858	福井市手寄1丁目4番1号 アオッサ5階	0776-20-1537	0776-20-1538	<a href="http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d125/danjo-kkc/index.html">http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d125/danjo-kkc/index.html</a>		○	○			○	
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター		914-0051	福井県敦賀市本町2丁目1番20号	0770-23-5411	0770-23-5662	<a href="https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/gaibushisetsu/danjokyod-osankakucen.html">https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/cityhall-facility/shiyakusho_shisetsu/gaibushisetsu/danjokyod-osankakucen.html</a>		○	○			○	
18	204	小浜市														
18	205	大野市														
18	206	勝山市														
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ		916-0021	福井県鯖江市三六町1丁目4番20号	0778-51-1722	0778-51-7830	<a href="http://www4.ttn.ne.jp/~yumemirai/">http://www4.ttn.ne.jp/~yumemirai/</a>	○			○			○
18	208	あわら市														
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	あんだんて	915-0071	福井県越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ3階	0778-24-4446	0778-24-4446	<a href="http://www.andante-echizen.net/">http://www.andante-echizen.net/</a>		○			○		○
18	210	坂井市														
18	322	永平寺町														
18	382	池田町														
18	404	南越前町														
18	423	越前町														
18	442	美浜町														
18	481	高浜町														
18	483	おおい町														
18	501	若狭町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										その他	
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究			
			4																
18	201	福井市	福井市男女共同参画・子ども家庭センター	2007年4月1日	2	2	1,166	○	○										
18	202	敦賀市	敦賀市男女共同参画センター	2004年4月1日	6	0	3,425	○	○	○	○			○					
18	204	小浜市			0	0	0												
18	205	大野市			0	0	0												
18	206	勝山市			0	0	0												
18	207	鯖江市	夢みらい館・さばえ	2002年4月1日	3	2	14,210	○	○	○	○								
18	208	あわら市			0	0	0												
18	209	越前市	越前市男女共同参画センター	2001年8月1日	2	0	9,610	○	○		○			○					
18	210	坂井市			0	0	0												
18	322	永平寺町			0	0	0												
18	382	池田町			0	0	0												
18	404	南越前町			0	0	0												
18	423	越前町			0	0	0												
18	442	美浜町			0	0	0												
18	481	高浜町			0	0	0												
18	483	おおい町			0	0	0												
18	501	若狭町			0	0	0												

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				9		9	1	11.1	11	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	3,676	110	3.0
18	201	福井市	1998年3月16日	男女共同参画都市福井宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							1538	90	5.9
18	202	敦賀市	2005年6月28日	敦賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							131	1	0.8
18	204	小浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							147	1	0.7
18	205	大野市				1	1	100.0	1	0	0.0							210	2	1.0
18	206	勝山市	2007年10月27日	勝山市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							112	0	0.0
18	207	鯖江市	2008年11月30日	鯖江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							154	2	1.3
18	208	あわら市				1	0	0.0	1	0	0.0							128	0	0.0
18	209	越前市	2005年12月26日	越前市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							252	1	0.4
18	210	坂井市	2012年11月17日	坂井市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							439	10	2.3
18	322	永平寺町	2010年8月7日	永平寺町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	89	0	0.0
18	382	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
18	404	南越前町	2010年11月13日	南越前町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	74	1	1.4
18	423	越前町	2007年12月1日	越前町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	124	1	0.8
18	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	0	0.0
18	481	高浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	1	1.7
18	483	おおい町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
18	501	若狭町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他							
																															その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
	小計			644	576	9,677	3,039	31.4						431	393	6,794	2,015	29.7	92	65	591	103	17.4	327	39	11.9	459	51	11.1								
18 201	福井市	42.0	2027年3月	102	95	2,220	744	33.5	1.法律に基づく審議会等 2.地方自治法第180条の5に基づく委員会等 3.条例に基づく審議会等 4.規則・要綱等に基づく審議会等	69	64	1,874	624	33.3	6	5	65	11	16.9	55	5	9.1	56	5	8.9	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日						
18 202	敦賀市	30.0	2026年3月	41	34	474	121	25.5	地方自治法(第202条の3)及び第180条の5)に基づく審議会等	35	30	447	116	26.0	6	4	27	5	18.5	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1							
18 204	小浜市	40.0	2026年3月	62	52	938	247	26.3	1.法律または政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている審議会等(地方自治法第180条の5) 3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4.要綱等により設置されている懇談会、会議等	32	29	482	111	23.0	6	5	27	8	29.6	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1							
18 205	大野市	30.0	2031年3月	68	56	840	198	23.6	法律または政令により設置されている審議会等、条例または規則等により設置されている会議等及び要綱等により設置されている会議等	30	27	396	86	21.7	6	4	48	9	18.8	27	4	14.8	28	5	17.9	1		1		1							
18 206	勝山市	40.0	2021年3月	54	50	778	251	32.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 要綱・要領等に基づく審議会等	26	23	379	104	27.4	6	5	29	7	24.1	0	0		0	0	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日							
18 207	鯖江市	40.0	2025年3月	61	56	911	317	34.8	行政委員会(地方自治法180条の5に基づくもの)の委員 法律に基づく審議会等(地方自治法第202条の3) 条例・規則に基づく審議会等 要綱等に基づく審議会等	24	23	276	88	31.9	6	5	35	7	20.0				25	2	8.0	1		1		1							
18 208	あわら市	40.0	2024年3月	40	34	455	149	32.7	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4.要綱等により設置されている懇談会、会議等	27	23	319	102	32.0	6	4	32	6	18.8				20	2	10.0	1		1		1							
18 209	越前市	40.0	2023年3月	23	23	505	187	37.0	条例等に基づく審議会等	27	26	585	195	33.3	6	6	28	8	28.6	40	6	15.0	41	6	14.6	1		1		1							
18 210	坂井市	40.0	2031年3月	48	45	610	188	30.8	1.地方自治法第180条の5)に基づき市が設置する行政機関 2.地方自治法第138条の4、または第202条の3)に基づき市が設置する執行機関の付属機関 3.1以外の付属機関で、規定・要綱に基づき設置するもの	26	25	378	120	31.7	6	5	64	7	10.9	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1							
18 322	永平寺町	40.0	2027年3月	36	34	606	253	41.7	地方自治法202条の3、180条の5及び町独自委員会等	16	16	164	57	34.8	5	3	38	5	13.2	19	3	15.8	20	3	15.0	2	2022年3月30日	2	2022年3月30日	2	2022年3月30日						
18 382	池田町									9	8	100	30	30.0	1	1	4	1	25.0				21	1	4.8	1		1		1							
18 404	南越前町	40.0	目標達成期限なし	21	17	200	54	27.0	1.法律または政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)	16	14	177	52	29.4	5	3	23	3	13.0				26	4	15.4	1		1		1							
18 423	越前町	33.0	2025年3月	41	36	508	158	31.1	町の政策・方針決定する各種審議会等	16	14	197	55	27.9	5	2	37	2	5.4	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1							
18 442	美浜町	35.0	2023年3月	29	27	397	113	28.5	法律、条例、規則等により設置されている審議会、会議等	11	9	140	31	22.1	5	3	33	6	18.2				29	2	6.9	1		1		1							
18 481	高浜町									20	19	201	40	19.9	5	2	32	4	12.5	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1							
18 483	おおい町	令和9年3月までに25%	2022年3月	18	17	235	59	25.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況	18	17	235	59	25.1	5	3	28	5	17.9	30	5	16.7	31	5	16.1	1		1		2	2022年5月31日						
18 501	若狭町									18	15	208	51	24.5	5	4	35	8	22.9	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1							

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況			地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況			(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)																	
			目標 値 (%)	目標 年 度	審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)							審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)										
													11	11	236	94	39.8	2	1	6	1	16.7																			
		福井市											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		敦賀市											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		小浜市											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		大野市											4	4	72	35	48.6	0	0	0	0																				
		勝山市											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		鯖江市											2	2	73	32	43.8	0	0	0	0																				
		あわら市											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		越前市											1	1	13	2	15.4	0	0	0	0																				
		坂井市											4	4	78	25	32.1	2	1	6	1	16.7																			
		永平寺町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		池田町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		南越前町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		越前町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		美浜町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		高浜町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		おおい町											0	0	0	0		0	0	0	0																				
		若狭町											0	0	0	0		0	0	0	0																				



調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。											
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				1. 明記した規定があり、 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、 当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている 3. 明記した規定がなく、 過去に事例がない 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない					
				6	1の合計	17	0	17	0							16	16	16	16	15	14	
				3	2の合計	0	14	0	17							0	0	0	0	2	0	
				1	3の合計	0	2	0	0							0	0	0	0	0	0	
				7	4の合計	0	1	0	0							1	1	1	1	0	3	
18	201	福井市	福井市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓をしようしても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	福井市議会事務局	1	2	1	福井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	202	敦賀市	敦賀市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 市長は、職員の申請に基づき、法令等に抵触するおそれなく、かつ、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものにおいて、精神的な負担の軽減を図るためにやむを得ない場合に旧姓の使用を認めることができる。	敦賀市議会	1	2	1	敦賀市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	204	小浜市		小浜市議会	1	2	1	小浜市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第8条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							4	4	4	4	2	4	
18	205	大野市		大野市議会	1	2	1	大野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	206	勝山市		勝山市議会	1	2	1	勝山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
18	207	鯖江市	鯖江市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないと認められるものにおいて、旧姓を使用することができる。	鯖江市議会	1	3	1	鯖江市議会会議規則 第2条および第2項 第2条 議員は、疾病、出産その他事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	208	あわら市		あわら市議会	1	4	1	あわら市議会会議規則 第84条 2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	209	越前市	越前市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表に掲げるものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの (別表) 職員証、職務上の呼称、名札、職員録、産前産後期間、起案書、決裁文書・供覧文書等の押印、越前市電子行政ネットワークにおける表示及びメールアドレス、出勤簿、勤務状況報告書、週休日等勤務命令簿兼週休日等振替命令簿、超過勤務命令票、年次休暇簿、病欠休暇関係書類、特別休暇関係書類、介護休暇関係書類、職務に専念する義務の免除関係書類、職員倫理条例関係書類、出張命令簿、前各号に掲げるもののほか市長が認める軽微な文書等	越前市議会	1	2	1	越前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
18	210	坂井市	1	坂井市議員旧姓使用取扱要項 (趣旨)第1条この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改姓前の氏(以下、「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の範囲)第2条旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるものとする。2旧姓を使用することができない文書等は、公権力の行使や職員の身分に係るものその他職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるものとする。	坂井市議会	1	3	1	坂井市議会会議規則 第1章会議第1節(欠席の届出)第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	322	永平寺町	4		永平寺町議会	1	2	1	永平寺町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
18	382	池田町	4		池田町議会	1	2	1	池田町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	404	南越前町	4		南越前町議会	1	2	1	南越前町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
18	423	越前町	4		越前町議会	1	2	1	越前町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	2	4	
18	442	美浜町	4		美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	4
18	481	高浜町	3		高浜町議会	1	2	1	高浜町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
18	483	おおい町	4		おおい町議会	1	2	1	おおい町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		
18	501	若狭町	1	若狭町職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務遂行上又は事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	若狭町議会	1	2	1	若狭町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1		

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある倫理規程を制定している	2. 議員向け相談窓口を設けている	3. 議会をすすめるための研修を行う	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	0	0	0	0	0	0		0	0	1		2		
		0	0	5	0	0	0	0		0	3	4		15		
		0	0	12	0	0	0	0		0	14	0		0		
		17	17		0	0	0	0				12				
18	201 福井市	4	4	3							3	2		1	福井市地域防災計画 女性活躍促進班は、避難所における女性や子ども等への配慮について、巡回、確認等を行い、生活環境の確保が図られるよう助言等を行うものとする。	
18	202 敦賀市	4	4	3							3	4		2		
18	204 小浜市	4	4	3							3	2		2		
18	205 大野市	4	4	3							3	4		2		
18	206 勝山市	4	4	3							3	4		2		
18	207 鯖江市	4	4	3							3	2		2	鯖江市がSDGs(持続可能な開発目標)を推進する中で、特に積極的に取り組んでいる目標5「ジェンダー平等の実現」についての知識をさらに深めるため、議長立案で講師を招き、研修を行った。	
18	208 あわら市	4	4	3							3	4		2		
18	209 越前市	4	4	3							3	4		1	越前市地域防災計画(一般対策編) 第1章 総則 第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第2 各機関の連携(抜粋)  また、市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について、庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
18	210 坂井市	4	4	3							3	4		2	さかい男女共同参画ネットワークとの意見交換会を実施している	
18	322 永平寺町	4	4	3							3	4		2		
18	382 池田町	4	4	2							2	4		2		
18	404 南越前町	4	4	3							3	4		2		
18	423 越前町	4	4	3							3	4		2		
18	442 美浜町	4	4	2							3	2		2		
18	481 高浜町	4	4	2							3	1		2	高浜町議会議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この規定は、高浜町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する婚姻等の前の戸籍の氏(「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(別記様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、または議員としての活動上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 (旧姓仕様の使用禁止) 第3条 議員は、旧姓の使用を廃止しようとするときは、旧姓使用廃止届出書(別記様式第2号)を議長に提出しなければならない。 (使用の責務) 第4条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたって、議員活動及びその関連する事務処理に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (疑義の決定) 第5条 この要綱の疑義は、議長が決するものとする。  附 則 この規定は、公布の日から施行する。	
18	483 おおい町	4	4	2							2	4		2		
18	501 若狭町	4	4	2							2	4		2		